

新約聖書

共同訳
について



新約聖書

共同訳

について

新約聖書 共同訳 について

1979年11月 発行

© 共同訳聖書実行委員会

目次

はしがき

一、共同訳聖書の一般的特色

(一) 新しい聖書翻訳の可能性と必要性……………一

絶対不変の聖書翻訳はない

「翻訳」は料理のようなもの

「翻訳」の三段階

新しい聖書翻訳の可能性と必要性

新時代に入った聖書邦訳

(二) 共同訳聖書は新しい聖書翻訳……………六

画期的新しさ

組織

翻訳者・編集委員会

基本原則と翻訳理論

- (三) 共同訳聖書はカトリック・プロテスタントの共同訳業……………10
 最も根本的な特色・最も強固な存在理由
 共同訳聖書は「なれ合い」・「妥協」の産物か
 信仰・教義と聖書翻訳
- 二、『新約聖書 共同訳』の特色
- (一) 翻訳作業のきまり……………13
 原稿作成の過程
 底本
 本文の形式
 書名
 訳文の特色
- (二) 固有名詞の表記……………13
 なぜ新しい表記に
 表記の基本原則
 地名の表記
 人名の表記
 人名に関する疑問について

三、『新約聖書 共同訳』の訳例

(一) 訳文例	三
(二) 訳語例	四
(三) 共同訳は意識か	四
むすび	四

(付) 共同訳聖書実行委員会

各委員会委員および翻訳者氏名

は し が き

『新約聖書 共同訳』が発行されてから約八か月たちました。幸いに各方面の多くのかたがたの注目を集め、発行と同時に第一刷りは売り切れましたが、その後も順調に版を重ねて現在までに第四刷りに至っております。

新約聖書の序言に記しておきましたように、このたびの共同訳聖書翻訳計画に際してわたくしたちの目標としたことは、主として次の三つの点であります。

第一は、カトリックとプロテスタントが平等の立場で協力し、日本で最初の「共同訳」にふさわしいものであること。第二は、最新の研究に基づく権威あるギリシア語原典校訂本を底本とし、原文の意味を忠実に伝える翻訳であること。第三は、一般の読者にわかりやすい訳文とするため、できるだけ専門用語を避け、現代の平易な日本語を用いることであります。

この第三の点については特に心を用い、内容のみならず、形式の上でもくふうを凝らし

ました。小見出しを設け、用語解説、その他の付録を付けたほか、活字、組み版、装丁、造本などの点でも親しみやすい本を作ろうと苦心いたしました。

発行以来、千数百通に上る読者からのお便りをいただき、新聞・雑誌などにも書評・紹介があい次いで発表されましたが、それらを通じて見るかぎり、大多数のかたがたにはわたくしたちの志のあるところを好意を持って理解していただけたものと存じております。

しかしながら、専門の聖書学研究者を含めて、従来の各種の聖書に親しんでおられるかたがたからは、共同訳の訳文、用語に関する質問や、批判、助言も数多く寄せられております。ことに、今回の翻訳の著しい特色ともいえる固有名詞の日本語表記に関しては賛否こもごもの論議が尽きません。

わたくしたちは、このような質問や批判に答えるとともに、共同訳の目的と特色をよりよく理解していただくために、この小冊子を発行することいたしました。なお、わたくしたちは、将来の改訂に備えて資料を集める作業を継続しており、今後ともおほかたの批判、助言に耳を傾ける心積もりであります。また、同じ共同訳の旧約聖書の翻訳も、現在、その完成を目指して進行中であることを申し添えます。

一九七九年五月

共同訳聖書実行委員会共同議長

平 田 三 郎

岸 千 年

[注]

本書で引用した新約聖書の書名の略語は、『新約聖書 共同訳』に、よったものである。

人間の世界でのどんな物事についても言えることですが、何か新しいものが出来た場合、それまでであると同じ種類のものどこか区別される特色がなければ、あまり意味がないでしょう。聖書——もちろん翻訳された聖書のことですが——も例外ではありません。これまで日本語に翻訳された聖書はいろいろたくさんあり、今もなお新しい翻訳が試みられているのですが、それらと比べて共同訳にはいったいどんな特色があるのでしょうか。聖書翻訳という一般的な面と、共同訳聖書の内容そのものについての具体的な面との二つに一応分けて説明することにします。

一、共同訳聖書の一般的特色

(一) 新しい聖書翻訳の可能性と必要性

絶対不変の聖書翻訳はない

「このようにたくさんさんの聖書があるのに、どうして新しい翻訳が必要なのか」と、大勢の人が疑問に思っているようです。実際、街の本屋の聖書コーナーの前に立ってみれば、いろいろな種類のものがある、いったいどこがどう違うのかとまどってしまふほどですから、この疑問はごく当然なものです。まず、この疑問に答えることにしましょう。

一口で言えば、今日すべての学問がそうであるように、日進月歩の感がある聖書学のあらゆる面での目覚ましい進歩に加えて、現代日本語の変動を考え合わせると、時代の要求に即した聖書翻訳が常に必要で

あります。聖書学の進歩によって、これまであまりよくわからなかった語句の意味が明らかになり、また従来の理解・解釈に修正を施さなくてはならない箇所も生じてきております。一方、日本語のほうもかなりの速度で変わっておりますが、少くとも十年前と今日とを比べてみますと、会話語・文章語いづれにおいても違いが認められます。このような状況にあつて聖書学・現代日本語の両領域にまたがる聖書翻訳も変わっていくかなければならないことは、火を見るより明らかです。言ってみれば、およそこの世には絶対不変の聖書翻訳などはありません。

「翻訳」は料理のようなもの

時代の要求に即した新しい聖書翻訳の可能性と必要性は、「翻訳」とはいつたいうものなのかを考へてみることで、いっそうよく理解できるでしょう。身近なたとえで説明するとすれば、「翻訳」は料理のようなものと言えます。種類によっていろいろ作り方が違い、複雑な手順もあることでしょうが、肉であれ、魚であれ、また野菜であれ、材料の形や状態に手を加えて、おいしく食べられるようにする作業が料理である、と一応言えるでしょう。まず、材料を洗ってきれいにし、切り分けるか、おろすか、砕くか、つぶすかして口に入りやすいような形にします。それから、電気、ガス、薪まき、炭などによる熱エネルギーを利用して、焼いたり、煮たり、いためたり、ゆでたり、蒸したりします。しかし、これだけでは料理は終わりません。塩、砂糖、しょうゆ、みそ、こしょう、その他さまざまな調味料による味付けが残っていますし、その上、特に日本料理のように視覚的効果が期待される場合、盛り付けということも重要です。ごくおおまかですが、このように料理は、結局のところ、(一)材料を洗い、食べやすい形にし、(二)熱を加えて生の状態から食べられる状態へと移し変え、(三)材料本来の特質や持ち味を生かしながら味付

けするという、主として三つの段階から成り立っていると云ってよいでしょう。

ところで、「翻訳」にあたっては、原文を生み出した著者についてばかりでなく、その歴史的・社会的状況や文化的・思想的背景、その他のあらゆる要因に対する理解が不可欠の前提条件です。しかし、具体的な作業として見れば、「翻訳」は、まず、原文を形造っている語句・表現・文体を慎重に洗い立てて、その一つ一つを厳密に分析し、それらによって意味されているもの、つまり、原著者が読者に伝達しようと思図したメッセージを的確に把握することから始まります。そして、そのメッセージ、あるいは原文の思想を、元の言語という、いわば一つの器に盛られている状態から、日本語なら日本語という別の器に盛られる状態へと移し換えなければなりません。それから、原文の特質や持ち味をできるだけ生かしながら、訳語・訳文に日本語としてふさわしい味を付け、体裁を整える——つまり、いったん分析した原文メッセージを日本語らしい用語・表現・文体で構成し直すことが必要なのです。

「翻訳」の三段階

したがって、一口で言い表わせば、「翻訳」は、「分析——転移（状態の変更・移し換え）——再構成」という主として三段階を経て行なわれるものです。「良い翻訳」とか「優れた翻訳」とかは、これら三段階のそれぞれにおいて十分な配慮がなされたものです。これに対し、「誤訳」は、特に分析や転移の段階で何かの手法かりがあり、材料をよく洗わず、切り分け方が不十分であったか、あるいは、熱の加え方もいい加減で、生煮え、生焼け、または、焦げ付かせてしまった料理のようなものです。また、いわゆる「バター臭い翻訳」は、特に再構成の段階で失敗したものの、つまり、味付けがうまくいかなかった料理というわけです。

新しい聖書翻訳の可能性と必要性

このように「翻訳」を料理に見立てて考えますと、多種多様な邦訳聖書があって「聖書氾濫時代」と呼ぶようになる今日でも、今一つの新しい聖書翻訳が生まれる余地、そしてまたその存在理由は常にあると言えます。なぜなら、同じ材料を用いるにしても、手の加え方や、好み、あるいは、家族だけの内輪の食事、客の供応、宴会などといったように、場合によって、いろいろな種類と出来ぐあいの違った料理が可能であるのと同じく、聖書翻訳も多様でありうるからです。早い話が、同じビフテキでも、ウエルダン、ミディアム、レアという三種類の焼き方があり、同じラーメンでも、塩味、しょうゆ味、みそ味などの違った種類のものがあります。同様に、聖書にも、教会での礼拝・典礼用、一般読者用、研究用、子供向きなどといったように、いろいろの種類の翻訳があってもよいはずです。もちろん、どんな人の口にも合う料理、日本人ならさしずめ、すき焼き、てんぷら、すしなみに、だれにでも受け入れられる聖書翻訳であるに越したことはありません。でも、お茶づけと沢庵たくわんで満足していた時代ならともかく、やれフランス料理だ、やれイタリア料理だ、やれ中国料理だのと言って舌が肥えた人々に、「仕出し弁当だけで満足している」と言うのは、どだい無理な注文です。聖書学の進歩と日本語の変動という二つの面からして、聖書翻訳が絶対不変でありえないことはすでに指摘しましたが、以上の点からもあらためてそう言わなければなりません。万人に受け入れられる聖書翻訳こそ理想ですが、一つの聖書翻訳があらゆる時代のあらゆる人々に、そして、あらゆる場合にふさわしいなどということは考えられないからです。

新時代に入った聖書邦訳

新しい聖書翻訳の可能性と必要性は、以上のように「翻訳」の理論的な面からばかりでなく、聖書の日

本語訳の実情からも説明することができます。日本における聖書普及に最も広範に貢献してきた日本聖書協会は、一九七五年にその事業開始以来百年目を迎えました。この百年を聖書邦訳史の一つの区切りとして眺めますと、聖書の日本語訳も今やいよいよ名実ともに新時代に入った観を呈しています。

一六・七世紀のキリシタン時代にある程度試みられて以来、聖書の日本語訳が本格的にまた組織的に始められたのは、幕末・明治期の外人宣教師のイニシアティブによってであり、そして、特にその初めころは、彼らを中心として訳業が進められる場合がほとんどでした。わたしたちの聖書翻訳が今日あるのも、いろいろな点で多かれ少なかれ、ギュツラフ、ウィリアムズ、ベッテルハイム、ゴープル、そして特にヘボンなどを初めとする多くの外人宣教師の尽力に負っており、「神の言葉」である聖書に対する彼らの労苦と犠牲に満ちた献身に、わたしたちはいくら感謝しても感謝し尽くすということはありません。

しかし、その後、時の流れは「日本人による日本人のための聖書翻訳」へとしだいに向きを変えて、日本人みずからが中心となって訳業の行なわれることが一般的傾向となってきました。その実際の表われの一つが「聖書協会口語聖書」（以下、協会訳）であったのですが、この傾向は以来ますます強くなっています。その上、かつての聖書邦訳の中には、実際は既存の何かの外国語訳からの間接的なもの、いわゆる「孫訳」であったり、あるいは、原文からの翻訳を意図しながらも、特定の外国語訳の影響と制約を疑わせるような結果に終わってしまったものも、必ずしもないと断言できません。しかし、今日では「聖書の翻訳は原文から」ということが常識となっております。そして、つい一昔前まで翻訳者は、どちらかと言えば、原文に引きずられがちでしたが、今日の翻訳者は、訳語・訳文の「日本語」らしさにますます意を用いるようになってきました。この変化についての説明はあとに譲って、過去百年における聖書邦訳の

このような推移をたとえてみれば、それは二つの点の間を往復する「振り子」の動きに似ています。といふのは、聖書学と翻訳理論・技術の進歩に伴って、原文に対する尊重の度合いが増せば増すほど、反対に日本語訳文の体裁への配慮も比例して大きくなってきているからです。

以上のような意味で、「聖書の日本語訳も、今やいよいよ名実ともに新時代に入った観を呈している」と述べたのですが、このことをさきほどの「翻訳||料理論」に引き戻して言い表わすとすれば、次のようになるでしょう——「かつて外人宣教師によって占められていたコック長の座に日本人自身が着き、乾燥野菜やカン詰めの肉、あるいは冷凍魚などではない新鮮な材料で、しかも、日本人好みの料理を作るようになったのである」と。

(二) 共同訳聖書は新しい聖書翻訳

画期的新しさ

さて、これまで新しい聖書翻訳の可能性と必要性が常にあることについて、一般的に説明してきましたが、この可能性と必要性に照らして見て、共同訳にはあらゆる面で従来の聖書翻訳にはない「新しさ」があることについてお話ししましょう。

同じ一つの聖書を、教派ごとに互いに無関係に翻訳することは、本来、好ましくないのは言うまでもありません。それで、現在、世界中で一四〇ほどの言語で、カトリック・プロテスタントの協力による聖書の共同訳が進められており、中にはすでに完成されたものもあります。日本においても、共同訳は聖書翻訳史の上で、まさに画期的に新しいものです。なぜなら、共同訳は信仰の立場の相違を越えたカトリッ

ク・プロテスタントの協力による訳業であり、そのねらいとするところも「キリスト教徒を含め、義務教育を終了した日本人が一読して、あるいは、耳で聞いてわかる翻訳」であるからです。そして、実には、この画期的「新しさ」——「カトリックとプロテスタントの協力」と「日本人一般を対象とするねらい」からこそ、共同訳のすべての特質は流れ出てくると言えるのです。具体的には別の項目であらためて説明することにして、ここでは一般的にいくつかの特色を挙げてみましょう。

組 織

共同訳のアイデアが芽生えたのは、一九六六年八月、三週間にわたって八王子市の大学セミナーハウスを会場として開催された「極東聖書翻訳者セミナー」でのことでありました。このセミナーは聖書協会世界連盟(UBS)の主催、日本聖書協会の協賛で開かれたもので、日本を初め極東の各国からカトリック・プロテスタントの聖書学・聖書翻訳関係者が招かれました。このときの参加者の間で聖書の日本語訳に関する共同研究の気運が高まり、その一方では、協会訳の改訂の動きがしだいに表面化するにつれて、ついに一九六九年夏カトリック・プロテスタント双方からメンバーを迎えて「聖書訳語委員会」と「日本聖書翻訳研究会」が設立されました。それ以来、共同訳計画は実現に向けて日を追って加速度的に進み、「共同訳聖書可能性検討委員会」(一九六九年)、「共同訳聖書実行委員会」(一九七〇年)、「翻訳者協議会」(一九七二年)、「編集委員会」(同年)、「検討委員」(一九七三年)、「国語委員」(一九七三年)などといった各種の機関が次々に設けられました。それで、共同訳は、一人の翻訳者の手になる「個人訳」ではなく、いわゆる「委員会訳」の部類に属するものですが、このように日本では今日に至るまで他に類のない、延べ人数約百名のメンバーからなる大規模な組織による訳業です(関係者の氏名は、

巻末に一覧表として掲げてあります)。

翻訳者・編集委員会

翻訳の實際に直接に携わる翻訳者の総数は四二名で、そのうちプロテスタントが三一名、カトリックが一一名という構成です。もちろん、すべて日本人で、ほとんど三〇代ないし四〇代のいわば働き盛りの聖書研究者たちであり、その大部分はヨーロッパやアメリカの大学院レベルの研究機関において、聖書の専門的研究を積んだ人たちです。中にはすでに一流の学者として名を成している人もおりますが、この共同訳への参加によって、専門家としての地歩をいっそう固める人も出てくることでしょう。ちなみに、カトリックの翻訳者の中に二名の女性(いずれも修道女)が含まれていますが、従来の聖書邦訳には前例を見ないこととして特筆に値します。

これら四二名の翻訳者は、担当部分によって旧約部会、新約部会、アポクリファ(第二正典)部会にそれぞれ所属していますが、その代表者たちは、翻訳者ではない二名の共同委員長(カトリック・プロテスタント各一名)の下に編集委員会の三つの部会を構成します。そして、この編集委員会の各部会こそ最終原稿作成の役割を担っており、したがって、訳業全体の中核機関であると言うことができます。翻訳者と編集委員会の働きの内容については、後ほど「原稿作成の過程」の項で触れることにします。

基本原則と翻訳理論

次に、個人訳であれ委員会訳であれ、聖書翻訳には訳業を進めるにあたって、のっとるべき基本原則がなければなりません。共同訳は、一九六六年にプロテスタントの聖書協会世界連盟とバチカンの教皇庁キリスト教一致推進事務局とが共同で公にした「聖書翻訳におけるプロテスタントとカトリックの共同作業

のための標準原則」(以下、「指針」)を基本原則としております (United Bible Societies and Secretariat for Promoting Christian Unity, Guiding Principles for Interconfessional Cooperation in Translating the Bible, June 1968 ——日本聖書翻訳研究会機関誌『聖書翻訳研究』第一号、一九七〇年、四六～五六ページに訳文所載)。この「指針」には原文・釈義・用語・固有名詞・文体などに関する翻訳技術上の問題や、組織と原稿作成過程についての実際的問題の処理方法が一般的に示されています。もちろん、共同訳の場合、日本語訳聖書の特殊性に合わせて、ある程度の色付けないし補足が加えられておりますが、根本的にはこの「指針」に従っていることには変わりありません。

以上のような世界的レベルの基本原則に加えて、共同訳の著しい特色は、学問的根拠に基づく翻訳理論の一つに立脚している点であります。それは、数年前から日本でも一般の翻訳者また翻訳研究者の間で注目されている理論で、アメリカの構造言語学者E・ナイダ博士を首唱者とする「ダイナミック・イクイヴァレンス (dynamic equivalence)」と呼ばれるものです。この「ダイナミック・イクイヴァレンス」とか「動的対訳」とか訳されることもありませんが——は、一口で言えば、「翻訳とは、元の言語で表現されているメッセージと、まず意味内容で、次に文体において、最も自然に対応するものを、訳そうとしている言語で——わたしたちの場合、日本語で——産み出す」ことである (Translating consists in producing in the receptor language the closest natural equivalent to the message of the source language, first in meaning and secondly in style.) とする根本的立場に立って展開されている翻訳理論です。前項で「翻訳」を料理に見立てて、分析・転移・再構成という三段階から成り立っていると説明しましたが、実は、その説明もこのナイダ理論の翻案ないし応用です。ナイダ理論を常

に意識しているかないか、あるいは、全面的に認めるか認めないかは別として、共同訳の翻訳者はすべて、今回の訳業が「ダイナミック・イクイヴァレンス」を主眼とするものであることを少なくとも認識しております。

(三) 共同訳聖書はカトリック・プロテスタントの共同訳業

最も根本的な特色・最も強固な存在理由

これまでわたしたちは、新しい聖書翻訳としての共同訳の特色を見てきましたが、それは一般的なものであるとともに、どちらかと言えば、外面的にほかの日本語訳聖書と区別される点でありました。今度は目を転じて、共同訳の最も本質的な特色、したがってまた、その最も強固な存在理由を見ることにしましょう。それは何かと言えば、すでに指摘したように、「カトリックとプロテスタントの協力」と「日本人一般を対象とするねらい」ですが、第二の点は後ほどの説明でおのずと明らかになることなので、ここでは特に第一の点についてお話することにします。

カトリックとプロテスタントの共同訳業であるということだけから見ても、共同訳が、日本における聖書翻訳の決定的に新時代に入ったことを如実に示す、正に画期的なものであるのは確かです。もう少し視野を拡大して眺めるならば、共同訳はただ単に聖書翻訳にかかわるものでなく、キリスト者の間においてはエキュメニズム（教会再一致）運動を促進する一大原動力となり、キリスト教界外においても、一般日本人に対してより広範な宗教的・精神的影響を及ぼす新しい道を開き、また、思想界や文化人に新しい素材を提供するに相違ありません。

共同訳聖書は「なれ合い」・「妥協」の産物か

しかしながら、カトリックとプロテスタントとの共同作業であることが強調されればされるほど、一六世紀の宗教改革以来の過去における両者の関係、ことに聖書の理解、信仰あるいは教義のズレがいよいよ思われ、共同訳に対して疑惑の念が生じるのは当然です。つまり、共同訳は歴史の現実はむかふに頬被りを決め込んだ者どうしの「なれ合い」、もしくは「安易な妥協」ではあるまいかという疑惑です。事実、共同訳の計画が公表されて以来、カトリック・プロテスタントそれぞれの内部でそのような疑惑が公の場で表明されたこともあり、今なお「声なき声」として伝わってくることもあるのは、残念ながら否定できません。すでに説明したような、計画が立てられた経過や、訳業を進める上での組織、基本原則、翻訳理論を見れば、共同訳に「なれ合い」や「安易な妥協」などが入り込む余地はまったくありません。しかし、『新約聖書 共同訳』が公刊された今、そのような疑惑は根拠のない先入観と想像から生じた誤解にすぎないことを、あらためて確認する必要があるでしょう。

信仰・教義と聖書翻訳

すべて「翻訳」は本質的に解釈です。それで、翻訳者の信仰上の立場——信仰内容・教義理解の相違によって異なる聖書翻訳が生まれてくると思われるのは当然です。しかし、聖書翻訳の実際においてこの点が大きな問題となったのは、聖書学が十分に発達せず、聖書研究の場でのカトリック・プロテスタント両者の交流がなかった時代のことです。今日、聖書の学問的研究の場では、カトリックとかプロテスタントとかの区別はもはや存在しないと说着も、けっして言い過ぎではないでしょう。大学や学会などの研究機関、あるいは専門研究誌における双方の学者の協力と交流は、ますます盛んで、緊密にもなっています。

そして、研究論文や著書の内容だけからは、著者がカトリックなのかプロテスタントなのかすぐにはわからない、というような場合も珍しくありません。このような状況ですから、聖書翻訳の場合においても、同じ語句や表現を学問的研究に基づいて分析し考究するとき、一定の意味、理解、したがってまた同様な解釈に到達するのであって、翻訳者がその信仰上の立場によって、同じ語句や表現を一人は「白」、ほかの一人は「黒」と訳出するなどということは考えられません。たとえ、一定の意味や理解が得られず、解釈もいろいろあるために、異なる翻訳が可能な場合、カトリック学者の中にはプロテスタント学者の見解を認める者があり、またそれとは逆のこともあって、一概に信仰上の立場の相違が解釈と翻訳の相違に必然的につながるとはもはや言えないのです。

そして、聖書翻訳のためにまずもって求められるのは、原文のメッセージに対する忠実さであり、翻訳者が自分の信仰内容や教義理解を訳文に織り込んではならないはずで

カトリックとプロテスタントの共同訳業において、翻訳者の信仰上の立場の相違は、一つの条件が満たされているかぎり、今日ではもはや問題になりません。その条件とは、翻訳者たちが常に学問的根拠に基づき客観主義に徹し、小異を捨てて大同に付く協調の精神を忘れないことです。そして、この条件は、複数の翻訳者が協力して行なわれる聖書翻訳すべてに共通する当然なものであって、何も共同訳だけに限られた特別のものではありません。すでに出版されたいくつかの優れた共同訳（たとえば、フランスの TOB — Traduction Oecuménique de la Bible — など）は、現在、カトリックとプロテスタントがいっしょに、りっぱに聖書の翻訳をすることができるということの明らかな証拠です。

二、『新約聖書 共同訳』の特色

(一) 翻訳作業のきまり

原稿作成の過程

さて今度は、『新約聖書 共同訳』の特色を具体的に見ることにしましょう（以下、「共同訳」また「新約聖書」と言えば、特に断わらないかぎり、『新約聖書 共同訳』のことを指します）。まず、基本的な特色として原稿作成の過程を挙げる事ができます。まず最初の翻訳原稿は一六名の翻訳者の分担によって作成されたのですが、翻訳者たちは、担当部分の内容が似通っていたり、あるいは関連し合っている点を考慮して、①共観福音書と「使徒の宣教」、②ヨハネス文書（福音書、手紙、黙示）、③パウロスの四大書簡（ロマ、一・二コリ、ガラ）、④パウロスの獄中書簡（エフェ、フィリ、コロ、フィレ）と「テサロニケの信徒への手紙一・二」、⑤牧会書簡（一・二ティモ、ティト）・「ヘブライ人への手紙」・公同書簡（ヤコ、一・二ペト、ユダ）というように五つの小グループに分かれ、各自の第一原稿の調整、修正、推こうを共同で行なうことにしました。

この第一原稿から始まって、編集委員会が作成する最終原稿（第四原稿修正案）に至るまでの過程は、数次にわたる修正の結果、最終的に次の十段階のものとなりました。

(1) 翻訳者（以下、「原翻訳者」と呼ぶ）は第一原稿を作成し、事務局に送る（この事務局には日本聖

書協会翻訳部が当たっている)。

(2) 事務局は第一原稿の写し(フォート・コピーによる)を作り、これを原翻訳者が属する小グループに配る。

(3) 小グループのメンバーは、第一原稿について原翻訳者とともに討議し、修正のための助言を提出する。

(4) 原翻訳者は、この討議と助言とを勘案して第二原稿を作成し、事務局に送る。

(5) 事務局は第二原稿の写し(フォート・コピーによる)を作り、これを新約の全翻訳者、全編集委員、検討委員(聖書学・神学の長老格の学者)に配る。

(6) 新約の全翻訳者、全編集委員、検討委員は、第二原稿を検討し、助言を添えて事務局に送り返す。

この助言は編集委員会新約部会にも回される。また、この助言に基づいて原翻訳者は第三原稿を作成する。

(7) 事務局は第三原稿の写し(タイプ印書による)を作成し、国語委員、新約編集委員、実行委員に送って助言を求めるが、この助言はさらに編集委員会新約部会に回される。

(8) 編集委員会新約部会は、同上各委員から寄せられた第三原稿助言に基づいて、最終原稿となる第四原稿を作成する。その際、編集委員の一人が常任委員として全体調整と修正の任に当たる。ついで、第四原稿の写し(タイプ印書による)が他の全編集委員、実行委員、また原翻訳者に送られ、修正意見が求められる。そして、修正を求める助言があれば、編集委員会新約部会はそれを勘案して最終原稿に取り入れる。

(9) 最終原稿(第四原稿修正案)は、全編集委員会の承認を得た後、実行委員会に提出される。

(10) 実行委員会は第四原稿を最終原稿として承認し、印刷所に送る。

翻訳者が委嘱されて翻訳作業が実際に始まったのは一九七二年のことですから、新約聖書は足かけ七年で完成したことになります。そして、この間、編集委員会新約部会が四六回、日数にして一三九日になつて開かれたのでした。

底 本

古代に書かれたすべての著作と同様に、聖書も原本が失われており、写本だけが残っています。他の古代の書物より、聖書の古い写本がはるかに多く保存されているので、その比較研究によって、原文を確かめることができます。しかし、細かい点に関して、まだ疑問も残っているので、学者たちは聖書写本を比較校訂して最も原文に近いと考えられる本文を確定する研究を、今なお絶えず続けております。

共同訳が底本としたのは、聖書協会世界連盟発行の『ギリシア語新約聖書』(United Bible Societies, THE GREEK NEW TESTAMENT, edited by Kurt Aland, Matthew Black, Carlo M. Martini, Bruce M. Metzger, and Allen Wikgren, third edition 1975) ですが、一九六六年の初版以来、一九六八年に第二版、一九七五年に第三版と現在まで二度改訂されましたので、共同訳は最終的にこの第三版に従っています。この校訂本は、世界一流の学者たちの多年にわたる共同研究の成果であつて、今日望みうる最高のものと言えるでしょう。そして、第二版からはカトリック学者も参加しましたから、共同訳の底本としては正にふさわしいものです。

底本の取り扱い方(「従った点」と「従わなかった点」)の概要については、共同訳の「凡例 一」(vi ページ)に示されておりますので、ここでは訳文の上で協会訳(一九五二年に発行されたネストレ校

訂『ギリシア語新約聖書』第二一版が底本)と異なる結果になった若干の実例を示すことにします。

箇所	協会訳	共同訳	備考
21 29—31 マタ	すると彼(兄)は『おとうさん、参ります』と答えたが、行かなかった。……彼(弟)は『いやです』と答えたが、あとから心を変えて、出かけた。……「あとの者です」。	長男は『いやです』と答えたが、あとで考え直して出かけた。……次男は『お父さん、承知しました』と答えたが、出かけて行かなかった。……「長男のほうです」	異なる写本を本文として採用することによって生じた相違
16 「結び 二」 マコ	なし	「婦人たちは、……手短かに伝えた。その後、イエス自身も……福音を広めた。アーメン。」	本文への加筆とみなされるが、古く、重要である写本の採用による相違
21 44 マタ	「 〔 」で囲まれていない。	「 〔 」で囲まれている。	写本の重要度評価の相違
22 43—44、 23 34 ルカ	「 〔 」で囲まれていない。	「 〔 」で囲まれている。	写本の重要度評価の相違
24 12、36、 40、 51、 52 ルカ	節の全体あるいは一部が「 〔 」で囲まれている。	「 〔 」で囲まれていない。	写本の重要度評価の相違

(一) 翻訳作業のきまり

<p>使徒 12 25</p>	<p>バルナバとサウロとは、……エ ルサレムから帰ってきた。</p>	<p>バルナバスとサウロスは……エ ルサレムに帰って来た。</p>	<p>異なる写本を本文と して採用することに よって生じた相違</p>
<p>マタ 17 21、18 11、23 14 ほか(注)</p>	<p>「」で囲まれている。</p>	<p>本文から除いて、節のないこと を印で示す。</p>	<p>本文の重視と、写本 の重要度評価の相違</p>

(注) マコ 7 16、9 44、46、11 26、15 28 ルカ 17 36、23 17 ヨハ 5 3 b—4 使徒 8 37、15 34、24 6 b—7、

28 29 ロマ 16 24

マコ 6 22 における「このヘロディアスの娘」(協会訳も同じ)は共同訳が底本の本文に従わず、他の写本の読み方を採用した例外の一つですが、そのことは注として付記してあります。

底本に関する問題については、Bruce M. Metzger, "A Textual Commentary on the Greek New Testament, A Companion Volume to the United Bible Societies' Greek New Testament (third edition)", United Bible Societies 1975 を参照。

本文の形式

底本に従った結果として、本文の形式の上で共同訳の特色となっているとと思われる点もいくつかあります。まず、段落のつけ方に関連するものとして、「小見出し」を設けたことです。この「小見出し」は、段落の内容が一目でわかるようにくふうされており、また、特に福音書の場合には並行箇所も指示もしてあり、読者には大いに役立つものでしょう。次に、詩型文を改行して地の文と区別してありますし、旧約

聖書からの引用文は太字（ゴシック体活字）で示してあります。なお、この引用文が旧約聖書のどの箇所からのものであるかは、巻末付録の「旧約聖書からの引用箇所一覧表」で知ることができま

す。本文中で使用した各種の記号については、「凡例 三」（vi ページ）で説明されていますが、そのうち特に \wedge \vee と “ ” は、キリスト教徒以外の読者をも対象とする線に沿って、共同訳が底本とは別に独自の立場で採用したものです。すなわち、 \wedge \vee は神およびキリストに関する特別な名称を示し（例 \wedge いと高き神 \vee 、 \wedge 主 \vee 、 \wedge 人の子 \vee 、 \wedge ダビドの子 \vee 、 \wedge 御言葉 \vee ）、 “ ” は特別な聖書の表現を表わしています（例 “十二人”、“終わりの時”、“肉”）。なお、これらの記号で囲んだ語のおもなものについては、巻末付録の「用語解説」で説明されています。

書 名

新約聖書には二七の文書が含まれていて、それらの名称は固有名詞の表記と密接に関連があります（「凡例 十」 vii ページ参照）。固有名詞の表記は、これまでの日本語聖書すべてから共同訳を区別する最も重要な特色の一つなので、特に別項（二二～三一ページ）を設けて説明してあります。それで、ここでは固有名詞を離れて、従来の書名とは異なっている三つの点を指摘することにします。まず、「使徒行伝」（プロテスタント）あるいは「使徒行録」（カトリック）であったものが、共同訳では「使徒の宣教」となりました。「行伝」・「行録」といった現代人には古めかしい語を避け、しかも、使徒たちの活動、働きを伝える文書であるという内容を生かした書名に変えたわけです。次に、「ローマ人への手紙」、「ガラテヤ人への手紙」といったように、実際には都市名あるいは地方名であるものに「人」を付けるような、一般的に過ぎ、また日本語としてもあまり慣用的でない表現を避け、具体的な、しかもキリスト教徒である読

者を受信人とする手紙であるという内容を考慮して、「ローマの信徒への手紙」、「ガラテヤの信徒への手紙」としました。これは、小さなことのようにですが、原語と訳語との間に形式上の一対一の対応よりも内容上の対応を求める、共同訳の翻訳原理を象徴的に示す好例の一つです。そして、「ヨハネスへの黙示」も、イエス・キリストからヨハネスに伝えられた黙示という内容を反映するものです。従来「ヨハネの黙示録」では、黙示はヨハネが受けたものか伝えたものか不明でした。

訳文の特色

イ、用字・用語 「凡例 四」(vi ページ)で示してあるように、文章の表記には原則として国語審議会答申(昭和四七年)の『当用漢字改定音訓表』および『改定送り仮名の付け方』によりました。しかし、編集作業の段階で日本放送協会編『NHK用字用語辞典 第二版』(昭和四八年)、国語審議会報告「新漢字表試案」(昭和五一年)、および国語委員の助言を参照して、現行の用字・用語以外のものを採用した場合も若干あります。例えば、「蝮まむし」、「蛇へび」、「狐きつね」、「茨いばら」、「葦あし」、「輓くびき」、「臼うす」のような一字漢字で表わされる動植物名や物の名、「御み」、「徴しちゆう」、「掟おきて」、「餐さん」、「闇やみ」、「放蕩ほうたう」など仮名書きでは意味が不明となるものや、特殊な意味が表わせないものを漢字にしました。また、「行なう」、「表わす」、「現われる」などのように、活用語尾の音節の前から仮名を送りました。これらの点は、すべての漢字(特別な意味また読み方をする数字を含めて)に振り仮名を打つ「総ルビ」方式の採用とともに、共同訳をできるかぎり読みやすく、理解しやすい聖書にしようとする配慮の表われであります。

ロ、文体・敬語 聖書を日本語に翻訳する場合、まず問題になるのは文体です。聖書が宗教的なメッセージを伝える書物であるということからして、荘重な文体であるべきだとするのが従来の一般的な考え方で

あったようです。しかし、共同訳は「キリスト教徒ばかりでなく、義務教育を終えた一般日本人が一読して、あるいは耳で聞いてわかる聖書」を主眼としていますので、現代口語文がその基本的文体であるのは当然です。ところで、口語文といっても、会話調の「です、ます」体と文章調の「ある」体の区別がありますが、共同訳では文書および文章の内容上の性格に従ってこれら二種類の文体の使い分けをしました。そして、聖書翻訳の場合、文体の選択と切り離せないのは、特に神およびキリストに対する敬語をどうするかという問題です。現代日本語の傾向について国語委員の専門的立場からの助言を得て、一般に「される、られる」調の敬語表現を避けることにしました。それで、文体・敬語の使用の内訳は次のとおりです。

(1)福音書・「使徒の宣教」——地の文には「ある」体を用い、敬語表現を省く。会話文には適当な敬語表現を用いる（イエスの言葉は「ある」体——威厳、重味を出すため）。

(2)手紙——「です、ます」体を基本とし、必要に応じて「ある」体も用いる。敬語表現も適宜に使用する。

(3)「ヨハネスへの黙示」——地の文は「ある」体とする。神とキリストに関しては、地の文においても敬語表現を用いる。

なお、文章の内容上の性格によって異なる文体が用いられていることを示す例として、(1)の原則に対して例外的に「です、ます」調が採用されている「ルカスによる福音」の「献呈の言葉」(111—14)と「使徒の宣教」の「はしがき」(111—2)の部分挙げることができます。また、同福音書

の「『放蕩息子』のたとえ話」(1511—32)における各登場人物の発言もよい例でしょう。

八、代名詞 必要最小限度の使用にとどめるように努め、特に主語としての代名詞は意味不明とならないかぎり省略するか、該当する名詞を反復するかしました。その反面、会話文中では、対人関係や状況などを説明する微妙なニュアンスがある、日本語独自の多種多様な代名詞の持ち味を生かすように努めました。例えば、二人称代名詞の場合を見ますと、イエスの発言の中で「あなたたち」(群衆に対して)、「君たち」(敵対者に対して)、「お前(たち)」(弟子に対して)、「あなた」(神、権威者、婦人に対して)などいろいろ用いられています。そのほか、同一人物に「わたし」と「わたくし」を使い分けさせたり、子供には「僕たち」、悪魔には「おれ(たち)」などと言わせたりもしています(「あなたがた」は原則として用いませんでした)。このような代名詞の多様な使用は、共同訳の会話を生き生きとさせ、また、いっそう日本語らしくさせるのに役立っていると思われれます。

二、動詞の未来形 従来の日本語訳聖書に向けられた批判の中で、動詞の未来形の訳し方に関するものが割合に多かったようです。「……であろう」、「……するであろう」と訳されるのが普通でしたが、日本語としては、推量とか不確定の意味合いが込められているのではないかと疑われたからです。共同訳は、この批判を考慮して、できるだけ現在形で訳し、前後の文脈から未来に関する叙述であることが明らかであるようにくふうしました。この点については、イエスが未来の出来事を予告したり宣言したりしている場合、特に注意を払いました。それで、例えば、福音書の中で世の終わりについて述べるイエスの言葉に、「……であろう」、「……するであろう」はほとんど用いられておりません(マタ24章と25章ととの並行箇所など参照)。

木、接続詞・感動詞・呼びかけ語 直訳した場合に異様と思われるような接続詞・感動詞・呼びかけ語などは、省略するか、文脈に合わせて他の表現に言い換えるかしました。例えば、「マルコスによる福音」にひんばんに使用される「そして」は、著者のいわば「口癖」として文章上不用と考えられるときは省きました。また、間投詞の「見よ」は、「ヨハネスへの黙示」のような特殊な文章の場合(例 17、38と9、42その他)を除いて、ほとんど省略しました。さらに、呼びかけ語については、特別な意味が込められていると考えられるものはそのまま残し(例 ヨハ 24、1926の「婦人よ」、他は省くか(例 マタ922)、言い換えるかしました(例 ルカ854「娘よ」↓「さあ」、同1531「子よ」↓「いいか」)。

このほかにも「訳文の特色」はいろいろありますが、聖書本文の具体的実例の検討によって、明白となるものなので、その説明は次項に譲ることにします。

(二) 固有名詞の表記

なぜ新しい表記に

理由は二つあります。第一は、日本のすべてのキリスト者が共通に用いることができる日本語聖書を作ること、第二は、それを機に聖書の固有名詞の表記を今日教会外の学会、出版界、教育界で行なわれている一般的傾向を考慮して再検討し、客観的な根拠のあるものに改めるということです。

第一の点ですが、これまでキリスト教の諸教会で聖書の固有名詞の表記法はまちまちであったことはご存じのとおりです。それぞれに「イエズス」、「イエス」、「イイスス」と呼び、「ペトロ」、「ペテロ」、

「ペトル」と呼んでまいりました。ある調査では、三教会から出された新約聖書の固有名詞五二〇のうち、共通の表記はわずか三四しかありません。長い間各教会で親しまれ、礼拝に用いられてきたわけですが、共通の聖書を作るためにはまちまちの慣習に従ってはいけません。このような問題はわが国だけではなく他の国々にもありますので、前述のように、共同訳事業を滞りなく行なうための指針として「聖書翻訳におけるプロテスタントとカトリックの共同作業のための標準原則」という全世界的な申し合わせが生まれ、その中で固有名詞については、「共通本文の採択や、共同翻訳の企画に先立って、固有名詞の形の一致が得られなくてはならない」と記されております。

わが国でも今から十年も前の一九六九年七月に、「共同訳は必要かつ可能である」という共同訳聖書可能性検討委員会の結論が出されるより半年以上前から、聖書訳語委員会が組織され、その最初の仕事として新約聖書の固有名詞の統一作業が始められました。共同訳という画期的な訳業を実現するためには、固有名詞の表記の統一はどうしてもしなければならなかったのです。

どのようにして「固有名詞の形の一致」を得るか、それが第二の点に関係いたします。聖書の固有名詞の表記は、明治時代にはそれぞれの教会で漢訳聖書あるいはそのほかの影響のもとで、別々になされました。大正時代以来教会外では、固有名詞（特に人名）は原語の発音にできるだけ近く表記するという原則が、学術的な出版のみならず、教科書、辞書、百科事典など一般言論界においても徐々に広まって今日に及び、キリスト教界もこれと動きをともにしております。かつては「オーガスチン」と呼ばれていましたが、今日では「アウグスティヌス」と表記するのが普通になりました。しかし、ひとり聖書だけが明治以来の慣行を墨守してまいりました。現行協会訳の場合、旧約は明治訳（一八八八年）、新約は大正訳（一

九一七年)のものをだいたい踏襲し、不統一を本格的に調整することはなかったのです。

固有名詞の表記というものは、本来、特定の人物または場所をそれとして指示する記号にすぎませんから、一度決まったものはなるべく変えないほうが良いのですが、聖書の場合は以上のような問題を抱えていたのです。そこで、今回の大規模で本格的な表記の統一作業は、長い間指摘されながらそのままにされてきた固有名詞の不統一をなくし、原語の発音になるべく近い表記に直す良い機会になったのです。

表記の基本原則

基本原則は以下の三つです。

- (1) 原語の発音になるべく近く表記する。
- (2) つとめて読みやすく、発音しやすく表記する。
- (3) 地名の表記については、必ずしも原語によらず、慣用を尊重する。

(1)については、すでに記したとおり一般の傾向ですから当然のことです。しかし、原語の発音に近づけると言っても、「テュ、デュ、ウイ、ウオ、トウ、ドウ、ヒュ、ピュ」といったようなことさらに厳密な表記は、共同訳が一般の人々のためのものであることを考えると適当ではありません。それが(2)で表わそうとしたことです。(1)と(2)とはそれ自体では相矛盾する原則ですが、二つの緊張の間で選択をいたしました。(3)については、初めは地名に限らず人名についても「定着した表記は、これを尊重する」という考えで作業をしておりました。この点は、さきほど挙げました「指針」の中にも、「よく知られている名前の形のあるものは、……簡単に変えてはならない」と書かれています。

地名の定着度を測るのは、それほど難しくなかったのですが、人名については作業の過程でしだいに困

難になってまいりました。地名については、教科書、辞典類で一般の慣用を知ることができませんが、人名については、各教会が別々の表記を用い、それぞれに定着しており、一般の出版物もいずれかの教会の表記法を採用しているからです。この点はまたあとで触れます。

基本原則を実際に適用していく上で三つの困難な点が持ち上がってきました。

その第一は、一般の辞典などの場合と同じですが、(1)と(2)の基本原則を勘案して選択し、立てた表記の原則には一貫して従うべきかどうか、という問題です。ある所では「エ」を「チ」と表記し、別の所では「ティ」とするというのでは表記の一貫性は失われます。一般に定着している有名なもの、各教会で共通の人名表記（実は多く見積もっても全体の三分の一ほどですが）は、それを生かすことを考えて最初の数年間は原則の適用からはずしておいたのですが、それらに対してなんらかの形で慣用を認めますと、そこでは原語の発音に近く表記するという原則が成り立たず、全体の一貫性も崩れるのです。明治以来の「原則なき原則」が残されてしまうのです。どうしてこう表記したか、と問われても説明ができなくなります。

その第二は、定着とか慣用の問題です。日本の場合、各教会がそれぞれの慣用を用い、それで定着しているのです。一方が他方に押しつけたり、適当に混ぜ合わせたりすることは良くないことです。さらに、「この人名までは一般に有名と言いうる」とどこかで線を引くことはたいへんに困難です。人によって程度の差があって境界線を引き難いからです。

第三に、聖書の固有名詞には、自分の名前とか、洗礼名とか団体名として用いられ、愛着を持たれているものがあり、信仰とは直接関係ないと言っても、少しでも変わることには抵抗感があるという問題です。

委員会はこれらの点を慎重に考慮しましたが、適当と思われる形の表記の原則に従って、原語になるべく近く人名を表記するのが将来のためになると考えました。

地名の表記

すでに触れましたように、人名の場合は原語の発音になるべく近く表記することは、最初多少の混乱があっても、今日の一般の傾向とも一致しているのですから受け入れられていくことでしょう。しかし、地名を原語の発音に近く表記しますと、あるものは一般の用法とかけ離れてしまいます。「ギリシア」を「ヘラス」とか「エラス」とは普通申しません。そこで、

「地名の表記については、必ずしも原語によらず、慣用を尊重する」

という基本原則を定めたのです。

地名の慣用度を測定するためには、最近出版された二〇余の事典、辞書により (1)新約聖書に現われる地名の知名度 (2)その表記法を調べました。「エルサレム」、「ソドム」、「ダマスカス」、「ティルス」、「エジプト」、「エチオピア」などは旧・新約聖書に共通しているもので、一般の辞書類にも出ております。「アテネ」、「アドリア(海)」、「イスパニア」、「コリント」などは、新約聖書にも出るもので、辞書類でも見られます。一般の辞書類で表記が異なる場合、聖書の年代、歴史的背景を考え、現代名ではなく歴史的名称を採用しました。「スペイン」ではなく「イスパニア」、「ダマスカス」ではなく「ダマ

人名の表記

新約聖書の人名には、旧約聖書に登場する人物名の引用のほか、紀元第一世紀のユダヤ、ギリシア、ローマの人名が出てまいります。もちろん、それ以外のものもあります。人名の表記には、次のような原則を定めました。

「旧約聖書の固有名詞に言及している場合は、旧約の表記に従う」。

ただし、この原則は現に旧約聖書に登場する人物に限って適用したため、おそらくは旧約聖書の時代の人物であると見られても、旧約聖書に出てこない人名については、ヘブライ語の形に直すことはしませんでした。

新約聖書の人名を「原語の発音なるべく近く表記する」というのは、ある人物が紀元第一世紀のパレスチナ・ユダヤ人であるから、ギリシア語テキストに示されている形ではなく、ユダヤのアラム語その他の形に戻して表記するという意味ではありません。そのような操作は多くの場合、確かな資料に乏しく仮説にとどまらざるをえないからです。「イエス」を「イエシュ」などとしなかったのはこの理由からです。この点はあとでもう一度触れます。

「主格形をもって表記する」

これは、新約聖書が記されているギリシア語の主格形をもって表記するということです。この原則は一般の学界その他で採用されているだけでなく、従来の協会訳でもそうなっているものがあります。「テトス」、「アソス」、「ルフォス」、「マルコス」（ヨハ 18 10）などの場合です。多くの場合、語尾の——オスのスは省略していますが、——アスの形の場合などには省略していいないものがたびたびあります。一見すると、「マタイオス」、「マルコス」、「ルカス」というように非常に変わって目ざわり、耳ざわりに思われるかもしれませんが、今度はすべて一貫して統一がとれているわけです。

ローマ人名 共同訳では、ローマ人についてはラテン語の主格形で表記することにしました。つまり、「元来ラテン語の固有名詞は、原則としてラテン語の主格形で表記する」

という原則を立てたのです。その理由は、新約聖書に出る約二〇のラテン名のうち、一般史にもひんぱんに登場する皇帝、高官の名前があり、一般にラテン語表記が知られています。「アウグストゥス」、「ピラトゥス」、「セルギウス・パウルス」などです。そのほか明りようなラテン名に限りこの原則を適用しました。

旧約聖書の人物名 旧約の表記に従うことはすでに記しましたが、それは読者が旧約と新約との関連を容易につけることができるためです。同一の人物の名を、一方でヘブライ語表記をし、他方でギリシア語表記するのは一般に混乱を招きます。また、旧約・新約ともギリシア語表記をすべきだとの主張もありますが、これは一般出版界その他の傾向に合致しません。

人名に関する疑問について

『新約聖書 共同訳』発行以来、特に問題として取り上げられてきた二、三の代表的な人名表記について簡単に説明しましょう。

マリア 新約には、七人のマリアが登場し、ギリシア語ではこの名は二つの形で現われます。つまり、「マリア」と「マリウム」です。イエススの母マリアの場合、「ルカスによる福音」、「使徒の宣教」では「マリウム」が圧倒的ですが、ルカ141では「マリア」です。「マルコスによる福音」、「マタイオスによる福音」では「マリア」の形を好んで用いています。紀元第一世紀の碑文にも両方の形が出てきます。ルカ1章の場合のように同じ章、しかも同じ文脈で二つの形が出ますので、一般読者のことを配慮し、その他の邦訳聖書を参照して、「マリア」に表記を統一しました。

もちろん、同一人物に対して一つ以上の名が用いられる場合もあります。パウロスの場合、ユダヤ人としては「サウル」（使徒94、17など）、その他のギリシア語化した形「サウロス」、そして「パウロス」（ラテン名のギリシア語化）の三通りの名が出ますが、文脈からそれとわかりますから、そのまま表記されています。

ペトロスの場合も、「シメオン」、「シモン」（「シメオン」のギリシア語化）、「ケファス」、その訳としての「ペトロス」の四通りが出ます。「シラス」、「シルワノス」の例もあります。

イエスス イエススというギリシア語名のほかに、ペトロス、パウロスのようにユダヤ人としての名があったという直接の証拠はありません。確かに、「イエスス」はヘブライ語「ヨシュア」のギリシア語化であり、旧約聖書には、「イエシュア」、「ユダヤ教のタルムッドには「イエシュ」という形が出てきます。

最後の形がガリラヤ方言に由来するという説は、ガリラヤ方言では通常へブライ文字の「アイン」を発音しないということからの推論で、今日までこの形を示す紀元第一世紀の碑文は、残念ながらガリラヤから出てきてはおりません。

訳語委員会と実行委員会は、長い討論の末、新約聖書の原文であるギリシア語テキストに示されている形に、なるべく近く近く表記するという原則を、イエスの名前にもあてはめることにしました。その場合、長音記号を用いないとすれば、「イエス」はギリシア語の発音にはいちばん近い表記になります。確かに、長い間「イエス」あるいは「イエズス」という形でキリストの名を呼び、祈りを続けてきたキリスト者たちにとって、この変化はつらく感じられるでしょう。しかし、すべてのキリスト者が同じキリストを同じ名前で呼ぶことはきわめて望ましいことです。そして、それを実現するための可能な方法は、聖書の原文に書かれた形に客観的に最も近いと考えられるものにする以外にありません。したがって、これまでの形に慣れたキリスト者たちにとって心の痛みとなることを知りながらも、将来のことを考えて、あえて「イエス」にするという決断をしたのです。

キリスト 原語に近い形は「クリストス」です。「イエス」という主格形といっしょに言う場合、「イエス・クリストス」となるほうが自然ですし、それが訳語委員会の最初の結論でした。しかし、「キリスト」という表記が一般に深く浸透し、定着していることから再考を促され、多少ちゅうちょしながら、この語が紀元第一世紀初めには、厳密には固有名詞ではなく称号であったことを考慮し、歴史的慣用の一つとして「キリスト」と表記することになったのです。

三、『新約聖書 共同訳』の訳例

共同訳の特色を示すと考えられる実例を、訳文と訳語の二グループに一応分けて指摘することにし
しよう。

(一) 訳文例

(I) マタイオスによる福音 1 1—6

イエスス・キリストの系図 (ルカ 3 23—38)

- 1 アブラハムとダビドの子孫であるイエスス・キリストの系図。
2 - アブラハムはイツハクをもうけ、イツハクはヤアコブを、ヤアコブはユダとその兄弟たち
3 を、- ユダはタマルによってペレツとゼラを、ペレツはヘツロンを、ヘツロンはアラムを、- アラ
4 ムはアミナダブを、アミナダブはナフシオンを、ナフシオンはサルモンを、- サルモンはラハブに
5 よってポアズを、ポアズはルトによってオベドを、オベドはイシャイを、- イシャイはダビド王を
6 もうけた。

一節の直訳は「アブラハムの子のダビドの子のイエススの系図」で、「子」が二度繰り返されていますが、著者の意図は「イエススがアブラハムとダビドの子孫である」ことの主張にあると解されます。そ

して、現代日本語の「子」は父親との直接の関係を表わして、先祖とのつながりを意味しない語のようです。それで、共同訳では、「子孫」(「末」^{すえ})と訳された場合もあるが、古めかしい)の訳語を採用し、しかも一度だけ用いることによって、本節の重点がイエススにあることをいっそう明らかにしました。ここにも、形式よりも内容を重視する共同訳の基本原則が働いていると言えましょう。さらに、この箇所には直訳で「AはBを産んだ」という表現が一三回も繰り返されていますが、日本文としては重苦しく冗長に感じられるので、動詞を文の初めと終わりにのみ用いて意味が通じるようにくふうしました。しかも、その動詞を「もうけた」としたことによって、「AはBを産んだ」(アブラハム以下を女性にしてみよう奇妙な訳)、「AはBの父」、「Aの子はB」などといった従来のどの翻訳にも勝って、原語の意味を最も適確に表わすと同時に、文章をいっそう日本語らしいものに行っていると思われれます(使徒78も参照)。なお、この系図の後半部(7-17)には、ユダヤ人が捕らえられてバビロンに連れて行かれた出来事が三回(11、12、17)言及されています。これまでは「移された」とだけ訳されることが多かったのですが、共同訳は「強制移住」という新しい用語を導入しました。これは、旧約の事件(二列王24 14-16、二歴代36 9-10、20-21、イル27 20参照)を背景とする原語の意味にいっそう近づくとともに、現代日本人のセンスにも合う表現でありましょう。

(2) マタイオスによる福音5 3-10

さいわ
(ルカ6 20-23)3 「ただ神かみにより頼たのむ人々ひとびとは、幸さいわいだ。

4 天てんの国こくにはその人ひとたちのものだから。

悲かなしんでいる人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみがその人ひとたちを慰なぐさめてくださるから。

5 耐たえ忍しのぶ人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみがその人ひとたちに約やく束そくの領りょう地ちをくださるから。

6 御み心こころにかなう生活せいかつに飢うえ渴かわいている人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみが満みたしてくださるから。

7 あわれみ深ふかい人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみのあわれみを受うけるから。

8 心こころの清きよい人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみを見みるから。

9 平へい和わを實現じつげんする人ひと々は、幸さいわいだ。

神かみの子こと呼よばれるから。

御み心こころを行おこなつて迫はく害がいされる人ひと々は、幸さいわいだ。

天てんの国くにはその人ひとたちのものだから。

まず、この箇所全体にかかわることとして、各節の後半を「……だから」で止めてあるのは、原文が理由文であることを生かし、また、その詩的な響きを残そうと心がけたためです。3節と10節を除いて使用されている動詞は未来形ですが、すでに説明した理由によって現在として訳してあります。これは、「ある」体の使用とともに、イエススの言葉に威厳と確実さの響きを添えることになっています。そして、これらの動詞が受動形（受身形）である場合、行為の主体者は神であることを示し、あるいは、暗示するようなくふうしました。「神」を主語として補って動詞を能動形にした4、6節が前者の場合で、「あわれみ」に「神の」を限定語として補った7節が後者の場合です（9節の動詞も受動形であるが、内容上ずで行為の主体者は神であることが暗示されており、「神によって・神から」を補えばぎこちない文章になる）。5節では動詞は能動形ですが、主語を置き換えて、やはり神が行為の主体者であるように訳出しました。このようなくふうは、当時のユダヤ人が神の名をあらさまに言い表わすのをはばかったという、現代聖書学の認識に基づくものですが、この点でも共同訳はこれまでの邦訳聖書から一步前進したと言えるでしょう。

次に、節を追って特に目立つ点を指摘しましょう。3節「ただ神により頼む人々」——「心の貧しい人」と訳出されるのが普通でしたが、原文の意味を綿密に検討し、また日本語表現としての確であるかどうかを熟慮した末、形式ではなく内容を取る訳文にしました。なぜなら、原文が旧約聖書にさかのぼる概念を背景にして「神の助けのみが生きるよりどころである人」を意味しているのに、日本語表現として「心の貧しい人」は単に精神的貧困者を表わずにすぎないからです。5節「耐え忍ぶ人々」——原語は「柔和な人」または「穏やかな人柄」だけでなく、「逆境に苦しみながらも、穏やかな心で神の意志に従

う人」を意味しております。また、同節後半の「神がその人たちに約束の領地をくださるから」についてはすでに述べましたが、従来の「地を受け継ぐ（相続する）」に対して、「約束の領地をくださる」としたのは、旧約聖書の思想（出38、17、135、333など参照）との関連を考慮してのことです。6節「御心にかなう生活に飢え渴いている人々」——「御心にかなう生活」は、これまで「義」と訳されるのが普通であった語です。この語についても、最近の聖書学が示す原語の意味と、今日の一般日本人の理解という両面から再検討し、文脈に最も自然に適合する訳語を考えたいわけです。10節の「御心を行なって迫害される人々」（従来は「義のために迫害される人々」が普通）も同じことです（なお、「義」についてはあらためて後述）。9節「平和を実現する人」——従来の「平和をつくり出す人たち」、「平和をつくる者」などに比べて、より自然な表現でありましょう。

このように共同訳の訳文を見えますと、3節から10節にわたるいわゆる「八つの幸い」の教えのすべてに、人間と神との関係の思想が一貫して流れていることが、いっそう明白になったと思われれます。

(3) マタイオスによる福音 9 b | 13

9b 『わたしたちの天の父よ、

あなたの名を尊たいものとしてくださいますように、

あなたの支配しを行ゆき渡わたらせてくださいますように、

あなたの意志いのままに行おこなすように、

天てんにおけるように地上ちじょうでも。

11 わたしたちに必要ひつような食たべ物ものを今日きょう与あててください。

12 わたしたちが自分じぶんに負おい目めのある人ひとをゆるしましたように、

わたしたちの負おい目めをゆるしてください。

13 わたしたちを誘惑ゆうわくに陥おちらせず、

悪あくから救すくってください。』

9 b—10節の神に関する三祈願が一つのまとまりとして訳されていることは、従来の翻訳と違う著しい点です。これは、底本の句読法に従ったためですが、その結果として、「天におけるように地上でも」の句は、第三の祈願だけでなく、三祈願すべてにかかる形となりました。この理解は現代の学者の中で知られており、編集委員会もこのほうが内容的に文脈によく合うと判断したのでした。9節の「天の父よ」の「天の」は、文字どおりには「天にいる」であり、神の超越性や支配権を思うユダヤ人の発想を反映した表現です。しかし、従来の翻訳に見られる「天にいます」、「天にまします」はもはや古めかしく、「天においてになる」は祈りの文中では冗長であるのに対し、「天の」はそれだけでも同様に神の超越性・支配権を表わすことができ、しかも「神は天にだけいる」という誤解を和らげるものでありましょう。また、(2)の場合に説明したと同じ理由によって、この三祈願でも神が行為の主体者であることが明白となるように、積極的な意味を表わす構文(能動文)と用語を用いてくふうしました。

次に、11節では、現代の解釈の傾向に従って、従来の「日ごとの食物(糧)」を「必要な食べ物」としました。12節では、金銭的な意味に限定される「負債」に代えて、「負い目」を採用しましたが、神および他人との関係を表わすには、内容的には同じでも精神的意味をも含む語のほうが適當と判断されたからです。13節の「誘惑に陥らせず」は、「誘惑に当面しても屈服させない」という意味を生かした訳です。これまでの「試みに会わせず」では、神が誘惑者でもあるかのような印象を与えがちでしたし(ヤコ113 | 14参照)、一方、人間が「墮落」の意味での「罪への誘惑」の危険にさらされていることは、イエススの言葉によって明らかだからです(マタ187参照)。終わりの「悪から救ってください」の「悪」は、「悪い者、悪者」とも訳すことができます。しかし、この「悪い者、悪者」も、実は「悪魔」を指すと解されていますが、「祈り」の文脈、および現代日本人の理解を考慮して、「悪魔」をも含めた一般的な意味を持つ「悪」のほうを採用することにしました。

(4) ヨハネスによる福音1 1—5

- 21 最初に(御言葉)があった。(御言葉)は神とともにいた。(御言葉)は神であった。この
- 1 かたは、最初に神とともにいた。神はこのかたによって万物をつつた。造られたもので、
- 3 このかたによらないで造られたものは何一つなかった。このかたの内に生命があった。この生命は人間を照らす光であった。この光は暗闇の中で輝いている。しかし、暗闇はこの光を理解しなかつた。

1節で「言」または「ことば」と訳されてきた語に尊敬を表わす接頭語「御」を付け、また△▽○

の記号の意味は、「凡例 三」vi ページで説明してある）で囲むという二重の方法によって、この語がキリストを指す特別な名称であることを、キリスト教徒でない一般読者にも理解できるようにくふうしました。そして、このくふうの意図は、2 節以下において原語で「言葉」を指す代名詞を「このかた」と訳すことにも表われています。さらに、1、2 節の「……あった」と「……いた」は、原語ではまったく同一の語ですが、△御言葉▽について前者は存在の事実、後者は神とのペルソナ的（人格である者としての）関係を特に意味すると解して訳し分けました。2 節の「神はこのかたによって万物を造った」は、文字どおりには「すべてのものは、これによってできた（このかたによって造られた）」ですが、ここにも神を暗示するユダヤ人の考え方の反映があると見て、神が天地創造の主体者であることを明白にしました。3 節末尾と 4 節とを区切って訳出したのは、共同訳が底本の句読法に従わなかった一例です（「凡例一」vi ページ、で示してある）。なぜなら、これに従えば、「造られたものは、（4 節）その中に生命があった」となりますが、「その中」が何を表わすか問題となり、意味不明の文となってしまうからです。4 節の「このかたの内に生命があった」は、原語で用いられている前置詞（「……において」）の意味を生かしたもので、単に「この言に命いのちがあった」とする以上に、△御言葉▽と「生命」の関係が内面的であることを示しています。なお、共同訳では、人間を含めて生物界において営まれる生命活動のためには「命」を用い、神と永遠の世界とにつながる生命原理、および宗教的意味での生活・生命活動のためには「生命」を用いるというように、訳語の使い分けをしました。4 節後半の「この生命は人間を照らす光であった」も、文字どおりには「この生命は人の光であった」ですが、内容をはっきりさせ（9 節参照）、日本語としても理解しやすくしたものです。5 節の「暗闇はこの光を理解しなかった」は、「やみはこれ

に勝たなかった」とも訳せませんが、10節の「この世はこのかたを認めなかった」に應じる訳にしました。以上の点と続く6—18節の訳文とを総合してみると、この「ヨハンネスによる福音」の冒頭で展開されている「**八御言葉**∨**生命**∥**光**∥**人間**となった神の独り子∥**イエス・キリスト**」という著者の思想が、これまでの邦訳聖書においてよりも、いっそう理解されやすくなっているとさえ言えないでしょうか。

(二) 訳語例

まず、従来の邦訳聖書で一般的であった訳語（定型表現を含む）から際立って異なる四つの例を、特に訳出に苦心したもののの中から、いわば「抜き取り見本」として指摘することにしましょう。

「キリスト」↓「メシア」、「キリスト」

すでに「固有名詞の表記」の項でも触れましたが、もともと「キリスト」（厳密には「クリストス」）は人名でなく、「油を注がれた者」を意味するヘブライ語の「メシア」（マシーアッハ）のギリシア語訳です（ヨハ141参照）。しだいにこの「メシア」はユダヤ人の間で、神から選ばれた待望の「救い主」を意味する称号となり、そして、「キリスト」は初代のキリスト信者の間では「イエス」の呼び名として定着するようになりました。したがって、「キリスト」は新約聖書で五二九回用いられるうち、場合によっては称号としての「メシア」と、呼び名としての「キリスト」とに訳し分ける必要があります。例えば、特にマタ24、1616、2142—44、2663（マコ1461）、ルカ920、使徒236などでは「メシア」でなければ、文意が不明です。パウロス書簡では、少数の例外を除いて（例　ロマ95、エフェ212）「キリス

ト」は固有名詞のように用いられていると考えられます。

「キリストにあって、——において、——のうちに」↓「キリストに結ばれて、——と一致して、——に基づいて、——の名によって、——を信じる(者)」など。

「……において」を意味する前置詞と「キリスト」とが結合した定型表現ですが、「キリスト」の代わりに「イエス・キリスト(あるいは、キリスト・イエス)」や「主」が用いられている類似の表現を合わせると、一六〇回以上もパウロス書簡に見い出されるので、パウロス特有の表現と言ってもよいものです。これまで「キリストにあって、——において、——のうちに」などと訳されてきましたが、日本語としては未熟な表現で、多くの場合その意味は不明でありました。共同訳ではパウロス書簡全体にわたって、研究を重ねた末、これは、キリストがキリスト者の「救い」、また「存在」と「生命」のよりどころである、という現実を意味する表現にはかならないとの結論に達しました。そして、この根本的な意味を踏まえて、文脈に応じる適当な日本語表現となるように多様な訳し方を試みました。ただし、文字どおりの訳である「キリストにおいて」が、日本語表現として未熟であるにせよ、他の表現以上によく文意を表わすと判断されて、そのまま残されることになった場合もいくつかあります(例 一コリ 12、ガラ 3 14)。いずれにしても、共同訳と従来の翻訳とを比較しながら、ロマ 16 1—23 などをお読みになれば、この定型表現の訳し方によって、理解の度合いが相当に異なる事実に気づかれることでしょう。

「義」↓「神との正しい関係」、「(神の)救いの働き(業)」、「正しい(者)とされること」、「(神

の)御心にかなう生活(こと)」、「正しい生活(こと)」、「善行」、「正義」、「慈しみ」、「義」(八回のみ)。

「義とされる、義と認められる」↓「正しい者とされる」、「正しい者(人)とみなされる」

これまで専ら「義」と訳されてきた語は、新約聖書全体での九一回中、パウロス書簡に五七回も用いられており、彼の中心的思想を形造る重要な概念を表わす用語です。「義」は、聖書用語としてキリスト者の間にある程度定着したとも思われますが、日本語として考え直した場合、必ずしも原語の意味内容をふさわしく表わしていないと同時に、キリスト者でない一般日本人には理解しがたく、また誤解を生じさせる語でもあります。わたしたち日本人は、「義」と聞くと、儒教の説くいわゆる五常や五倫と呼ばれるものの一つを頭に浮かべたり、あるいは、「義理」という言葉の余韻を感じ取ったりするのが普通ではないでしょうか。そこには、原語が聖書用語として持っている「神と人間との関係」という本質的な考えは何もありません。漢字の「義」はもともと人間どうしの関係しか表わさないからです。このような見解の下に、共同訳は「義」についても原語と日本語の両面から再検討して、文脈に応じる多様な訳をくふうしました。もちろん、このくふうは完全な成功を収めているとは言えませんし、適当な訳語を見出すことができないまま、「義」を残さざるをえなかった場合(八回)もあります。聖書を一般日本人のためのものとするという共同訳の意図は、この一つの聖書用語の翻訳にも認められるでありましょう。

「肉」↓「人」、「人間」、「肉」

原語の「肉」は、ユダヤ人の考え方を反映して、単に人間の部分だけでなく、外面的に見た人間全体、

また、弱さをまとい、有限な、そして死ぬべき人間の存在と本性を意味しております。それで、従来も「人」とか「人間」とかで訳出されることがなかったわけではありませんが(例 マタ 19 5-6、ルカ 3 6の協会訳)、一般日本人に奇妙と思われる表現を避けるために共同訳ではその使用範囲を広げました。特に、これまで「肉によれば(よって)」と直訳されてきたものは、「人間としては」(ロマ 1 3)、「人間的に見て」(一コリ 1 26)、「人間的な考えによる」(二コリ 1 17)、「人間的な尺度で」(二コリ 5 16)、「人間的な動機で」(二コリ 10 2)、「自然な関係によって」(ガラ 4 23)などと文脈に合わせて訳出しました。ただし、「霊」との対立が直接に問題になっている場合には、「肉」をそのまま残しましたが、「」を付けて特別な意味の語であることを指摘してあります。

次に、協会訳とは異なるおもな訳語例を説明なしで列挙することにします(※はそのままの形で残った場合もあることを示す。なお、聖書箇所は一例のみを参考として挙げたもの)。

※「つまずき」↓「罪に陥らせること」(マタ 13 41参照)、「罪に誘うこと」(一コリ 8 9)、「罪の機会」(二コリ 6 3)、「罪の原因」(黙示 2 14)、「罪に陥らせる原因」(一ヨハ 2 10)、「人を惑わす原因」(一コリ 10 32)、「信仰の妨げ」(一コリ 1 24)。

※「つまずく」、「つまずかせる」↓「誤解する」(マタ 11 6)、「誤解を招く」(マタ 17 27)、「墮落させる」(マタ 18 6-9)、「知らない」(マコ 14 29)。

「奥義」↓「秘密」(マタ 13 11)、「救いの隠れた計画」(ロマ 11 25)、「神秘」(一コリ 2 7)、「深い真理」(一ティモ 3 9)、「秘められた計画」(黙示 10 7)、「秘められた意味」(黙示 17 5)。

「恥としない」↓「誇りに思っている」(ロマ 1 16)。

「滅びのなわめ」↓「滅びの奴隷状態」(ロマ 8 21)。

「片手のなえた人」↓「片手の麻痺した人」(マタ 12 9)。

「おしとつんぼの霊」↓「ものも言わず、耳も聞こえさせない悪霊」(マコ 9 25)。

「おしの霊」↓「口をきけなくする悪魔」(ルカ 11 14)。

「海の深み」↓「深い海」(マタ 18 6)〔同類表現「神の深み」↓「神の奥深い考え」(一コリ 2 11。黙示 2 24 も参照)、「心の深み」↓「心の底」(エフェ 4 23)〕

「よく言うておく」↓「はっきり言うておくが」(共観福音書に多い)。

「よくよく言うておく」↓「はっきり言うておきたい」(「ヨハネスによる福音」の定型表現)。

(三) 共同訳は意識か

以上、共同訳の特色を示すと考えられる訳文・訳語について見てきました。ほんの一部の例にしかすぎないことは言うまでもありませんが、従来の邦訳聖書と比較して、共同訳には大きな相違があることを十分に表わしています。しかしそれと同時に、「共同訳は意識ではないか」という疑惑の念を一部の読者に抱かせるかもしれません。つまり、「原文に忠実でなく、翻訳者の解釈を自由に織り込んだ翻訳ではないか」という疑惑です。共同訳の特色についての今までの説明をまとめる意味で、ここでそのような疑惑に答えることにしましょう。それはまた、共同訳の翻訳原理を再確認することにもなるからです。

まず、いったい「意識」とは何でしょうか。もし「原文の字句にこだわらない、翻訳者の主観的な解釈を織り込んだ翻訳」の意味だとするならば、共同訳は決して「意識」ではありません。共同訳がどれほど「原文の字句にこだわる」ものであるかは、取り上げた訳文・訳語の実例についての説明から、また、「主観的な解釈を織り込んだ翻訳でない」ことは、すでにお話した「組織」や「原稿作成の過程」から、それぞれあらためて繰り返すまでもなく明らかです。一方、もし「意識」が、「原語と訳語の間に一対一の対応を求める言葉の置き換えではなく、原著者の意図した意味内容を、できるだけ増減のないように日本語で表現し直す翻訳」の意味だとするならば、共同訳に限らず、およそ真に「翻訳」の名に値するものは、「意識」以外の何物でもありません。

共同訳が、一部の読者に「原文の字句にこだわらない、翻訳者の主観的な解釈を織り込んだ翻訳」との印象を与えるとすれば、それは原文にない語句を付け加えたり、あるいは逆に、原文の語句を省略ない

し変更したりしていいと思われるからでありましょう。しかし、これは「翻訳」というものの本質からして、むしろ当然な現象と言うべきです。なぜなら、「翻訳」とは、原文の語句や表現と、それに対応するものとみなされる日本語の語句・表現とを重ね合わせることであるからです。そして、原文と日本語それぞれの語句・表現の意味しているものが、全面的にぴったり重なり合えば、文句なく完全な「翻訳」です。しかし、本質的に異なる言語の間で、特に概念や思想の移し換えが問題になっている場合、このような全面的重なり合いはほとんどなく、原文側か日本語側かに、あるいは、どちら側にもはみ出る部分が生じるのが普通です。そして、できあがった「翻訳」を見ると、この重ね合わせにおいて原文側ではみ出た部分は切って捨てられているのに、日本語側ではみ出た部分はそのまま持ち込まれることになっています。つまり、原文の語句・表現が含む概念や思想の一部が見捨てられる反面、もともと原文になかった概念や思想が、日本語の訳語・訳文に盛り込まれているというわけです。原文の語句・表現と日本語の訳語・訳文との間における、このような「はみ出し部分の切り捨てと持ち込み」が少なければ少ないほど、「翻訳」はより完全な状態に近づくことができます。ここに、翻訳者の苦勞と苦心があるのです。そして、共同訳において原文にない語句の追加、あるいは原文の語句の省略ないし変更と見えるものも、実は、この「はみ出し部分の切り捨てと持ち込み」を最少限度に食い止めようとする調整の表われにほかなりません。

このように「翻訳」の本質に立ち返って考えるとき、「共同訳は意識ではないか」ということは、あらためて問い直されなければならないでしょう。「翻訳」が原文の語句・表現と訳語・訳文との重ね合わせであるとするならば、両者の間に一対一の対応関係を求める「直訳」も、「はみ出し部分」を残すかぎり、取りも直さず「意識」であるということにならざるをえないからです。言い換えれば、程度の差こそあれ、

およそ「意識」でない「翻訳」などありえないのです。

むすび

以上の説明によって「共同訳聖書」がいかなるものか、また『新約聖書 共同訳』にはどのような特色があるか、ある程度おわかりいただけたと思いますが、この解説書を終えるにあたり、ぜひ付け加えておかなければならないことがあります。それは、共同訳には日本における聖書翻訳の決定版として既存の、あるいは現在進行中のいかなる聖書翻訳をも排除する意図がなく、すべての日本語訳聖書に取って代わろうなどという、だいそれた野心もまったくありません。聖書邦訳史の上での画期的な聖書、最も新しい聖書とは確かに言えるでしょうが、「最も信頼に値する聖書」とか、「最も権威ある聖書」などというよな宣伝文句は、共同訳のものではありません。事実、関係者一同、特に実際の翻訳に携わった翻訳者と編集委員は、このたびの『新約聖書 共同訳』がけっして完全なものでなく、まだまだ改善の必要な点も少なくないことをじゅうぶん承知しております。ただ、ここであらためて申し上げたいのは、共同訳は「すべての日本人のための聖書」であり、したがって、この解説書を手になされているあな、た、のものでもあることです。どうぞ、旧約聖書の翻訳完成を目指して続けられている、共同訳の訳業を暖かい目を持って見守り、陰に陽にご支援を惜しまれませんように、また、訳文・訳語などにつきご遠慮なくご批判なりご意見なりをお聞かせくださいますようお願いいたします。実に、共同訳聖書は、一個人の名誉や、一教会・一教派の粹ちひ、そして一出版社の利益を超えて、唯一である「神の言葉」が、すべての日本人のもとに

もたらされることを念願としており、したがって、寄せられる正しい批判、根拠ある意見に対して広く心を開き、喜んで修正や訂正を施す用意のあるものであります。

(三、およびむすび 堀田雄康)

共同訳聖書実行委員会

各委員会委員および翻訳者氏名

(アルファベット順)

共同訳聖書実行委員会 共同議長

平田 三郎 (カトリック司教・福岡教区長) [一九七四・五月就任]

岸 千年 (財団法人日本聖書協会理事長)

相馬 信夫 (カトリック司教・名古屋教区長) [一九七四・五月退任]

共同訳聖書実行委員会 委員

後藤 真 (日本聖公会東京教区主教)

前田 護郎 (東京大学名誉教授)

P・ネメシエギ (上智大学教授)

B・シュナイダー (フランシスコ会聖書研究所所長)

高橋 虔 (同志社大学名誉教授)

寺西 英夫 (カトリック東京教区司祭)

東ヶ崎 潔 (元国際ロータリークラブ会長)

Z・イェール (サンスルピス大神学院教授)

検討委員

有賀 鉄太郎 (京都大学名誉教授) [一九七七・五月没]

浅井 正三（札幌カトリックセンター司祭）

木下 順治（日本基督教会牧師）

前川 登（東京純心女子短大教授）〔一九七八・一〇月就任〕

松木 治三郎（関西学院大学名誉教授）

水谷 九郎（カトリック東京教区司祭）

中沢 治樹（立教大学教授）

小島 潤（茨城キリスト教大学教授）

左近 義慈（東京神学大学名誉教授）

沢田 和夫（カトリック司祭・東京神学院）〔一九七八・一〇月退任〕

国語委員

林 巨樹（青山学院大学教授）

菅野 謙（NHK放送文化研究所主任研究員）

森岡 健二（上智大学教授）

永野 賢（東京学芸大学教授）

小川 国夫（作家）

編集委員会 共同委員長

B・シュナイダー（実行委員会委員）

高橋 虔（実行委員会委員）

翻訳者（氏名の上の。印は編集委員兼任を示す）

。秋吉輝雄（立教女学院短大教授）

。荒井章三（松陰女子学院大学助教授）

古谷功（カトリック横浜教区司祭）

。生原優（日本基督教団牧師）

橋本滋男（同志社大学助教授）

秦剛平（京都産業大学講師）

。速水敏彦（立教大学教授）

林嗣夫（日本基督教会神学校校長）

。堀田雄康（清泉女子大学教授）〔一九七七・一〇月より七八・九月まで〕
〔常任委員を兼任〕

法用涉（日本聖公会ウイリアムス神学館副館長）

石川康輔（サレジオ会大阪修道院院長）

加納政弘（日本バプテスト同盟理事長）

川村輝典（東京女子大学教授）

川島貞雄（日本聖書神学校教授）

。木田猷一（青山学院女子短大助教授）

清重尚弘（日本ルーテル神学大学学長）

。小平卓保（鹿児島純心女子短大教授）

増田早苗（聖心女子大学講師）

- 松永 希久夫（東京神学大学教授）
- 三好 迪（南山大学教授）
- 水谷 博彦（日本聖公会司祭）
- 鍋谷 堯爾（神戸ルーテル神学校校長）
- 中村 克孝（日本ルーテル神学大学助教授）
- 中村 和夫（西南学院大学神学部長）
- 西村 俊昭（青山学院大学助教授）
- 野本 真也（同志社大学教授）
- 大串 元亮（東京神学大学講師）
- 大野 恵正（日本基督教団牧師）
- 太田 道子（福音の小さい姉妹会修道女）
- 左近 淑（東京神学大学教授）
- 里野 泰昭（千葉大学助教授）
- 柴田 千頭男（日本ルーテル神学大学助教授）
- 島田 和人（日本自由メソヂスト教団牧師）
- 新見 宏（財団法人日本聖書協会総主事）
- 菅沼 英二（酪農学園大学教授）
- 高橋 重幸（トラピスト修道会司祭）
- 高橋 敬基（日本基督教団牧師）
- 時田 光彦（西南女学院短大宗教主事）

。十時 英二（東京女子大学宗教主任）
宇佐美 公史（上智大学講師）

。和田 幹男（英智大学助教授）

吉田 泰（明治学院大学教授）

聖書訳語委員会 委員

生原 優 左近 淑

堀田 雄 康 B・シュナイダー

木田 猷 一 高橋 虔

清重 尚 弘 高橋 重幸

中村 和 夫 Z・イエール

前川 登

発行所 東京都中央区銀座4-5-1 財団法人 日本聖書協会
(印刷：製本 河北印刷KK)